

令和7年第4回（9月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料【所管事務調査】

リージョンプラザ上越等の指定管理業務に関する調査結果及び 対応について	・・・・・・・・	1～11
弁護士調査報告書	・・・・・・・・	別冊
公認会計士専門家調査業務報告書	・・・・・・・・	別冊

教育委員会

リージョンプラザ上越等の指定管理業務に関する調査結果及び対応について

1 当該事案の経緯

市では、令和 6 年 2 月 27 日付けで市に対して「リージョンプラザ上越の指定管理者である新東産業株式会社による実績報告について疑義がある」旨の通報があったことを受け、当該通報について事実を確認するための事前調査を実施した上で、同年 5 月 8 日に公表した。

また、本件の事実確認等に当たっては、専門性や対象範囲を考慮し、専門家（市顧問公認会計士・市顧問弁護士）による詳細調査（調査期間：令和 6 年 5 月 7 日～令和 7 年 8 月 5 日）を実施し、今後の市の対応について検討を行った。

以下、本件に関する調査結果及び対応、並びに本件を端緒とした他の指定管理施設全体の調査結果と対応について報告する。

2 専門家による調査結果に基づく市の対応の概要

リージョンプラザ上越（平成 25 年度～令和 5 年度）、上越科学館（平成 30 年度～令和 5 年度）及び柿崎総合運動公園野球場等 5 施設（平成 25 年度～令和 5 年度）の指定管理業務の協定書に基づく事業報告書（収支決算）の疑義については、指定管理者の故意による虚偽報告までは認められないが、過失による誤った報告により、市に損害（指定管理料の過払い）が生じていたことから、指定管理者に対して過払い分の合計 31,298,800 円の返還を求めた上で、「厳重注意」の行政指導を行う。

3 指定管理者の受託施設と協定期間

・リージョンプラザ上越	第 1 期	平成 16 年度	～	平成 18 年度
	第 2 期	平成 19 年度	～	平成 23 年度
	第 3 期	平成 24 年度	～	平成 28 年度
	第 4 期	平成 29 年度	～	令和 3 年度
	第 5 期	令和 4 年度	～	令和 8 年度
・上越科学館	第 1 期	平成 30 年度	～	令和 3 年度
	第 2 期	令和 4 年度	～	令和 8 年度
・柿崎総合運動公園野球場等 5 施設 (以下、柿崎総合運動公園という。)	第 2 期	平成 25 年度	～	平成 27 年度
	第 3 期	平成 28 年度	～	平成 30 年度
	第 4 期	令和 元年度	～	令和 5 年度
	第 5 期	令和 6 年度	～	令和 10 年度

4 専門家による調査結果の概要

(1) 公認会計士による会計上の調査

ア 調査内容【会 P2～】

- ① 指定管理者から市に提供された月次会計データを基に、事業報告書（収支決算）の支出科目に対応する勘定科目等を集計し、指定管理者が市に提出した事業報告書（収支決算）と比較する。

なお、収入は、指定管理者から提出される毎月の月次報告を市で確認しており、異なる数値を記載するリスクは少ないとし、調査対象から除外する。

- ② 指定管理者から市に提供された事業報告書（収支決算）のうち、誤謬が含まれるリスクが高いと考えられる人件費、外注費について、根拠資料（契約書、請求書、預金照合表など）と会計上の突合を実施し、疑義のある項目内容をまとめる。
- ③ 指定管理者の会計資料が平成 25 年度以降の保存となっているほか、各協定書を締結した期間が異なることから、施設ごとに調査期間を設定する。
- ・リージョンプラザ上越 平成 25 年度 ～ 令和 5 年度（11 年間）
 - ・上越科学館 平成 30 年度 ～ 令和 5 年度（6 年間）
 - ・柿崎総合運動公園 平成 25 年度 ～ 令和 5 年度（11 年間）

イ 調査結果【会 P4～】

① 指定管理者の事業報告書と調査結果との比較

指定管理者が市に提出した事業報告書の支出の数値と調査結果に基づく数値は一致せず、3 施設の収支差額を比較した結果、全体で 217,435 千円の乖離があった。

なお、調査結果の支出項目には、本社経費等のいわゆる一般管理費は含まれていない。

・リージョンプラザ上越（11 年間分）（単位：千円）

区分	事業報告書	調査結果	比較（差額）
収入	2,402,821	2,402,821	0
支出	2,359,498	2,188,135	171,363
収支差額合計	43,323	214,686	▲171,363

・上越科学館（6 年間分）

収入	432,049	432,049	0
支出	444,853	444,845	8
収支差額合計	▲12,804	▲12,796	▲8

・柿崎総合運動公園（11 年間分）

収入	574,140	574,140	0
支出	560,707	514,643	46,064
収支差額合計	13,433	59,497	▲46,064

3施設の収支差額合計	43,952	261,387	▲217,435
------------	--------	---------	----------

② 主な支出項目における事業報告書と調査結果の比較

（平成 30 年度～令和 5 年度）

区分	リージョンプラザ上越	上越科学館	柿崎総合運動公園
人件費	各年度で約 1,900 万円の差額がある。	大きな差異は生じていない。	各年度で約 600 万円の差額がある。

委託料	差額が事業報告書の 50%以上の増減のある項目（報償費やアイスアリーナ委託料など）が複数ある。 また、電動バスケットボール台保守点検業務、舞台音響設備保守点検業務などは会計データ上で支出された記録が確認できていない年度がある。	差額が事業報告書の 50%以上の増減のある項目が若干あるものの、総額として大きな差異はない。	年度毎に比較的大きな増減があるものの、事業報告書の内訳金額が不明なため、不自然又は不整合の特定まではできない。
賃借料	差額が事業報告書の 50%以上の増減のある項目（清掃用具借上料、車輛リースなど）が複数ある。 また、複写機借上料は、会計データ上で支出された記録は確認できていない。	差額が事業報告書の 50%以上の増減のある項目が若干あるものの、総額として大きな差異はない。	平成 30 年度から令和 4 年度までにおいて約 70 万円の差額がある。

(2) 弁護士による法的な調査

ア 調査内容【弁 P1～】

リージョンプラザ上越条例第 9 条、上越科学館条例第 9 条、上越市柿崎総合体育館条例第 8 条、上越市体育施設条例第 7 条、及び上越市都市公園条例第 32 条に基づく事業報告書において、実際と異なる経費を計上・報告したかについて、公認会計士の調査結果を前提とし、可能な限り客観的立場から、事案の全貌を把握するとともに、これに対する見解についても、指定管理者の弁明を聴取した上で、合理的かつ公平なものとなるよう、以下の事項を法的な観点から調査・検討する。

- ① 本件の事実関係について
- ② 上越市に損害が生じている場合はその法的損害額等
- ③ 指定管理者の法的責任及び必要と思われる処分等について
- ④ 上越市の対応及び採るべき措置等
- ⑤ 再発防止策等

イ 調査範囲【弁 P8～】

私法上の債権の消滅時効期間が権利を行使することができる時から 10 年（民法第 166 条第 1 項第 2 号）とされているところ、本件は期間が定められた継続的な協定に基づく指定管理であることを踏まえての時効期間の範囲内を想定しながら、更新時における指定管理料基準額の算定が算定時の過去 3 年分の収支決算を基礎としていること、さらに、指定管理者の処分等及び入札参加資格にも関わることから、調査資料収集の困難性を踏まえつつ、客観的に収支決算を確認でき

る可能な限りの調査期間として、指定管理者が会計データを保存している平成 25 年度から令和 5 年度までを調査対象期間とした。

- ・リージョンプラザ上越 平成 25 年度 ～ 令和 5 年度（11 年間）
- ・上越科学館 平成 30 年度 ～ 令和 5 年度（6 年間）
- ・柿崎総合運動公園 平成 25 年度 ～ 令和 5 年度（11 年間）

ウ 指定管理者の弁明骨子【弁 P11～】

実績値と報告値に差異が生じている事実についてはこれを認め、その理由について、「予算金額を執行するということで、実際に掛かった金額を報告するという認識がなく、利益を乗せた金額で報告する認識であったこと、また、指定期間中の物価の上昇、最低賃金の上昇に伴う人件費の増加、外注委託費の増額や社会保険料の増加など様々な社会的要因をリスクと捉え、人件費を実績値で報告した際に予算を落とされたら、リスクに対応できないという考えがあり、予算確保の為、予算額にあわせた報告をしていた。」と説明し、「不当な利益は得ておらず、故意による虚偽報告ではない。」と弁明した。

また、過去の市とのやりとりとして、平成 15 年の導入当初、指定管理業務において収入の 1 割を利益として良いと市から説明を受けたことや、収支計画書に利益（諸経費）を記載する項目を追加してほしいと市に申し入れたが認められず、やむを得ず、支出項目に利益を含む金額を記載したこと、柿崎総合運動公園や上越科学館を受託する際には、リージョンプラザ上越との一体的な管理を市から促され、トータルで収入の 1 割を利益として取得することを認められていると理解していたなどの弁明もあった。

指定管理者の弁明全体を通してみると、その主張の前提には、事業報告書（収支決算）に本社経費等に係る間接費の計上科目がないために利益を確保することができず、これを補填するため予算額に合わせた報告をし、利益を確保するしかなかったとの弁明をしている。

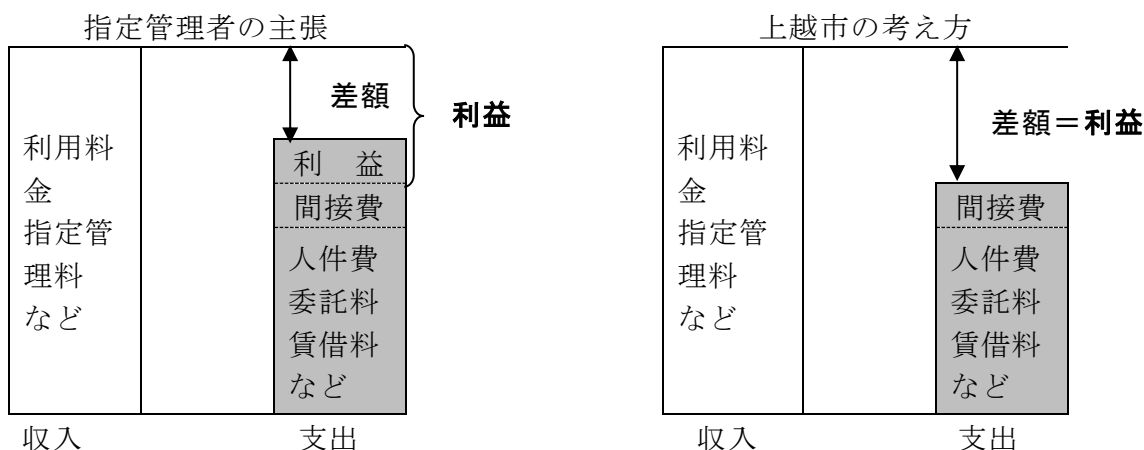
エ 市の主張骨子【弁 P15～】

指定管理業務における事業報告書（収支決算）は、1 年間の経営実態を示す実績として、施設ごとに実額（原価）での提出を求めるとともに、利益は収支の差額で確認するなど、指定管理者制度に基づく行政サービスとして適正な収支決算を市民に報告する必要がある。

また、誤った収支決算によって、市が算定する指定管理料基準額に影響を及ぼし、過大に指定管理料を支払っていたことが明らかになった場合は、その過払分の返還を求めるとともに、再発防止に向けて原因を特定し、事務手続の見直しを行う。

なお、指定管理者の弁明にあった過去の市とのやりとりに関しては、指定管理業務において収入の 1 割を利益として約束した事実はなく、協定書においてもそれを認める記載はないこと、また、収支計画書の変更の申出については、収支の差額が利益であるため、変更の必要性がないと考えていたこと、3 施設の総収入額の 1 割を基準に利益の適否を判断する考え方を持ち合わせていないことなども主張した。

※事業報告書（収支決算）のイメージ図



※ 実際に支出した金額を計上する認識がなく、一部の支出項目に利益と間接費を上乗せした金額を計上しており、収支差額は利益と一致しない。

※ 実際に支出した金額を計上することを前提に、必要な間接費があれば支出項目に計上し、収支差額は利益と一致する。

オ 調査結果

① 虚偽報告の有無【弁 P19～】

『故意による虚偽報告とまでは認められない。』

一般的に「虚偽報告」とは、事実と異なる内容を認識しながら報告することを指し、日常生活においては、事実でないことを伝えることや、真実を歪めて報告する行為全般を広く含み、その意図や程度を問わず幅広く解釈されており、本件調査の端緒となった事前調査の帳票を見る限り、上越市が事業報告書に虚偽報告があると信じるに足る事由が認められ、虚偽報告の疑念をもって調査を開始したことについては、相当の理由がある。

他方、本件各施設の協定書において定める行政処分事由としての「虚偽報告」とその「故意」については、法律による行政の原理から、法的な解釈として、一般的な定義よりも厳密に解するべきものと考えられる。

すなわち、法的な「虚偽」の概念においては、その故意の内容として「①申告内容が真の事実と異なる認識」と、「②その申告によって特定の法益を侵害する可能性の認識」が必要であり、申告内容が客観的事実に反することの認識だけでなく、その行為が特定の法益（例えば、公共安全や他者の権利）を侵害する可能性があることを認識していることが必要と解するべきである。

指定管理者においては、調査の端緒となった資料を見る限り、事業報告書（収支決算）に計上・報告した数値が実績値と異なる金額であることの認識を有しており、「①申告内容が事実と異なる認識」に基づく報告がなされていると認められ、また、公認会計士調査結果を踏まえると、利益確保の観点による一般管理費（間接費）の計上について、指定管理者には上記「①申告内容が真の事実と異なる認識」はあったものと判断される。

しかし、前記のとおり、指定管理者においては、指定管理者になる前に上越市と打合せをした資料や柿崎総合体育館及び上越科学館の指定管理者となった経緯などから、それが多分に自己に一方的に有利な解釈であることは否定できないとしても、一般管理費（間接費）の計上に替えて収入の1割を利益として取得することが制度上認められているとの思い込みがあったものとも考え

られる。

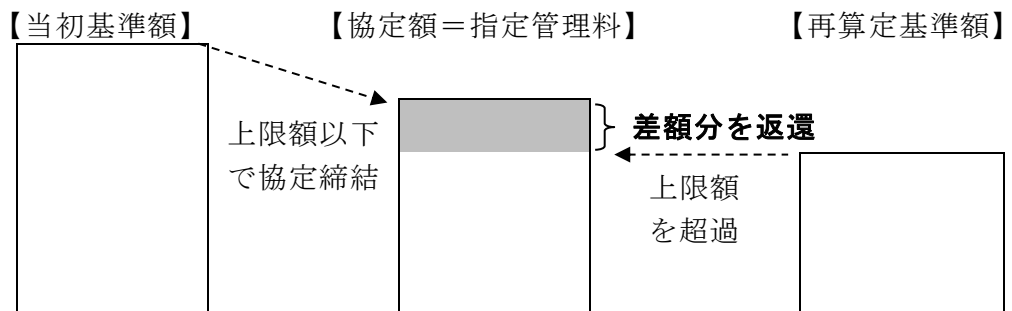
この点から、「②その申告によって特定の法益を侵害する可能性の認識」について、指定管理者の主張を検討するに、少なくとも、上越市の法益侵害を目的に、「確定的な故意をもって欺罔ないし不正等の意図で、実績値と異なる数値を計上・報告したものでない」と判断される。

② 指定管理料への影響【弁 P20～】

『誤った事業報告によって指定管理料の過払いが生じている。』

指定管理料の上限額となる指定管理料基準額は、過去の事業報告書（収支決算）を基礎に算定しており、指定管理者の誤った事業報告書により、指定管理料基準額に影響を及ぼすことから、公認会計士の調査結果に基づき、「正しい事業報告がなされた場合に算定される指定管理料基準額」と、「実際に締結している協定額（指定管理料）」との差額を算定し、それを指定管理料の過払分（＝要返還請求額）として市は返還を求める。

※指定管理料の返還請求額の算定イメージ図



要返還請求額については、公認会計士の調査結果における支出項目には一般管理費が計上されていないことから、本件に限り妥当と考える合理的な一般管理費を設定し、これを考慮した結果、平成 25 年度から令和 5 年度までの間で 3 施設合計の要返還請求額は 31,298,800 円とした。

【要返還請求額の内訳】

リージョンプラザ上越	28,487,800 円
上越科学館	1,826,000 円
柿崎総合運動公園	985,000 円
合計	31,298,800 円

③ 指定管理者の民事責任【弁 P23～】

『指定管理者の民事責任は、債務不履行責任（民法第 415 条）と不当利得返還責任（民法第 703 条）が認められる。』

・債務不履行責任

指定管理者は、各施設に関する条例及び協定書に基づき、市に対して毎年度終了後、管理業務の実施状況、利用状況、料金収入及び管理経費等の収支状況等に関する「事業報告書」を提出する契約上の義務を負っているにもかかわらず、少なくとも過失により、債務の本旨に従った履行を怠り、事業報告書（収支決算）に実績値と異なる金額を計上・報告し、これにより市の指定管理料基準額の算定を誤らせ、以て損害を与えたものであり、市に賠償する義務がある。

- ・ 不当利得返還責任

指定管理者は、市に対して「事業報告書」を提出する義務を負っていることは前述のとおりであるが、「事業報告書」（収支決算）に実績値と異なる金額を計上・報告したことにより、市の指定管理料基準額の算定を誤らせ、本来支払うべき指定管理料よりも多くの指定管理料を支払わせ、以て市に損失を与えたものであり、この過払い分については、指定管理者において、何らの法律上の原因なくして利得したものとして、これを市に返還すべき義務がある。

以上の債務不履行責任に基づく損害賠償請求権と不当利得返還請求権は、選択的な請求競合関係にあり、いずれかひとつの請求に対して弁済がなされれば、他方の請求権は消滅する。

なお、本調査の過程において、指定管理者は仮に本調査報告書において、上越市の損害が認定された場合には、同損害（要返還額）については全額を返還すると言明した。

(3) 市の採るべき措置

ア 行政処分等について【弁 P24～】

『指定管理者の指定の取消しに関するガイドラインの処分等基準に基づき、「厳重注意」に付することが相当である。』

調査結果を踏まえ、「故意による虚偽報告」とまでは認められないこと、また本件指定管理者の主張するとおりの一般管理費（間接費）の計上は認められないが、一定の一般管理費（間接費）を考慮することも考えられる上、仮に本調査報告書において損害が認定された場合にはその全額を返還すると言明していること、これまで過年度において提出した事業報告書は事実と乖離した報告であったことを認めていること、これまでの指定管理業務について実績があること、本調査報告書を真摯に受け止め、今後において、協定書に基づく適正な事業報告書を提出するなどに同意していることから、相当と思える誓約書を徴求のうえ、指定管理者の指定の取消しに関するガイドライン処分等基準の「指定の取消しに該当するほど重大かつ悪質な事案ではないが、軽微な問題としては済まされないものであって、業務の停止には該当しない場合」を適用し、「厳重注意」に付することが相当である。

また、指定管理者は、市の物品入札参加資格を有していることから、指定管理業務に係る行政指導と同様の理由により、上越市物品入札参加資格審査規程に基づく資格の取消し、及び上越市物品調達等業者指名停止措置要領の措置要件には該当しないものの、軽微な問題としては済まされないとし、「文書警告」に付することが相当である。

イ 刑事責任について【弁 P30～】

『現時点では告訴等の措置をとることは相当で無い。』

刑法は自然人の処罰を目的とする法規であり、法人は犯罪行為の主体とはならない。したがって、刑事責任を問うには、事業報告書（収支決算）に実績値と異なる金額を計上・報告することについて、責任と権限を有していた者が誰かを特定した上で、当該個人の行為が犯罪構成要件に該当するか否かを検討する必要があることになるが、本件については、本調査報告書の調査段階では「故意による虚偽報告」とまでは認められず、刑法の犯罪構成要件に該当しないこと、また、

指定管理者が本調査報告書を真摯に捉え、今後の指定管理において協定書に基づく適正な実績報告に努めること、要返還請求額の返還請求に応ずることなどを条件に、現時点において、刑事処分に係る調査を行うこと、また同調査に基づいて告訴等の措置をとることは相当で無い。

(4) 市の対応の問題点と法的責任【弁 P30～】

『指定管理者制度の説明が十分でなかったことは否めないが、現行の仕組み上、市において実際と異なる報告を発見することは困難であったと思われ、市の責任は認められない。』

現行の上越市の指定管理者制度の仕組み上、指定管理者が記載した数字や内容を前提とした書面上の確認作業が行われる事業報告書に、実際の数値と乖離する内容が記載された場合、これらの誤った報告を発見することは、施設所管課に加えて、制度所管課においても困難であったと思われ、これは指定管理料基準額の算定時においても同様であり、市の責任は認められない。

しかし、指定管理者制度の複雑性に鑑みれば、制度の実施・運用において、指定管理者に対する分かりやすく丁寧な説明が求められるところ、これが必ずしも十分でなかったために本件指定管理者の一方的な思いこみを許した可能性も否定できない。

また、長期間に渡り単なる書面審査に止まることなく報告書についての裏付けを確認する余地が全くなかったのかについては疑問も残るところであり、この点については制度上の課題として指摘せざるを得ない。

(5) 再発防止に関する提言【弁 P32～】

『指定管理者と市の双方にとって過度な負担にならないことに留意しつつ、市の制度として指定管理者に対する監督、監査を適切に行う仕組みが必要である。』

本件を受けて、今後は各種報告書等の確認の方法・内容が一律となるよう、また、適宜必要な根拠資料を求めるなど、上越市の制度として統一的なガイドラインを作成する必要があるほか、あわせて、仕様書上にも定められているとおり、必要に応じて「指定管理者に対する監督、監査」を適切に行うなど、指定管理者による誤解や不正が起こりづらい仕組みづくりが求められる。

ただし、その際には、指定管理者制度は、対象となる公の施設の管理権限を包括的に指定管理者に委任しており、指定後の当該施設の管理運営は、原則として指定管理者に委ねられていること等に鑑み、上越市及び指定管理者の双方にとって過度な負担とならない仕組みづくりにも留意する必要がある。

(具体的な提言)

ア 事業報告書の記載方法について

- ・ 事業計画書（収支計画）や事業報告書（収支決算）の支出項目に一般管理費を追加するなど、様式を見直す。
- ・ 支出経費に一般管理費を計上する場合は、その金額の支出内容や算定方法などの根拠を明確にし、市へ報告する。
- ・ 事業報告書に計上できる一般管理費は、事業計画書に計上されている金額を上限とする。なお、状況の変化等により、事業計画書に計上した金額を超過する場合は、その理由や算定根拠を明確にし、市へ提出する。
- ・ 収支計画及び収支決算では、収入－支出＝指定管理者の利益（収支差額）とし、収入及び支出の報告額は、実際に収受した金額とする。

- ・ 事業報告書の提出時には、法人全体の経営状況の分かる資料（貸借対照表及び損益計算書）のほか、指定管理者が複数の事業を行っている場合は、施設の収支状況を抜き出した部門別の損益計算書や収支決算書等の提出を求める。

イ 指定管理者の点検・評価（モニタリング）等の強化について

- ・ 市の担当者は、定期的に施設を訪問するなど、指定管理者及び施設の状況等について適切に把握する。
- ・ 指定管理者の業務が仕様書や事業計画書のとおり行われているかの点検・評価（モニタリング）を実施する際は、単なる書面上の確認に止まらず、指定管理者が各種報告書に記載した数字や内容が正確に実態を反映したものかどうかの裏付けとなる契約書や請求書・領収書等の帳票ないし根拠資料と突合し確認をするなど点検・評価の内容を見直し、内部統制やコンプライアンスも含め強化する。
- ・ 指定管理者の実績について、市以外の外部からの意見も踏まえて評価する。
- ・ 施設を管理する市の担当者の資質向上を図るため、指定管理者制度の運用に関する研修会を開催する。

5 本件に関する市の対応

(1) 専門家調査結果を踏まえた市の見解

指定管理業務は市に代わって行う行政サービスであり、当該年度の経営実態を示す事業報告書は、その施設ごとに完結した適正な収支決算として報告を求め、市民に対して説明する必要がある。

この度の調査結果からは、「故意による虚偽報告」とまでは認められないとの判断ではあったが、指定管理者の誤った認識によって、少なからず平成 25 年度以降の事業報告書（収支決算）において、実際に支出した経費と異なる金額が計上されており、その誤った収支決算により、指定管理料基準額の算定を誤らせ、指定管理料の過払いが生じた事実が確認された。

弁護士による調査は、公認会計士による調査報告書や指定管理業務に係る関係資料を前提として、客観的な立場から指定管理者及び市の弁明を徴取した上で、合理的かつ公平に進められたものであり、市は調査報告書の内容を信じるに足りると判断し、これを本件の全容として事実認定した上で、次の(2)から(4)のとおり対応するものとする。

(2) 指定管理料の返還請求及び行政処分等

ア 指定管理料の返還請求

専門家調査結果に基づき、令和 5 年度までの指定管理料の要返還請求額として、3 施設合計 31,298,800 円を指定管理者に返還請求する。

なお、現協定期間中の今後の対応として、令和 6 年度分は別途に要返還請求額を算定して返還を求めることとし、令和 7 年度以降分は協定額の変更による対応を考えている。

イ 行政処分等

専門家調査結果に基づき、指定管理料の要返還請求額の全額納付及び協定書に基づく適正な管理・運営等に同意する誓約書の提出を前提として、次の行政指導を行う。

- ① 指定管理業務に関しては、指定管理者の指定の取消しに関するガイドラインの処分等基準に基づき、「指定の取消しに該当するほど重大かつ悪質な事案ではないが、軽微な問題としては済まされないものであって、業務の停止には該当しない場合」を適用し、「厳重注意」とする。
- ② 上越市物品入札参加資格に関しては、上越市物品入札参加資格審査規程に基づく資格の取消し、及び上越市物品調達等業者指名停止措置要領の措置要件には該当しないものの、軽微な問題としては済まされないとし、「文書警告」とする。

(3) 再発防止

ア 事業計画書及び事業報告書の記載方法について

4-(5)に記載の専門家の提言に基づき運用を見直す。

イ 指定管理者の点検・評価（モニタリング）等の強化について

4-(5)に記載の専門家の提言に基づき運用を見直す。

ウ その他

指定管理者のコンプライアンス意識向上のため、指定管理者向けのコンプライアンス研修を開催する。

(4) 今後の予定

令和7年 9月 上旬	指定管理料の返還請求の通知
10月 上旬	指定管理料の返還納付・誓約書の提出
下旬	行政指導の実施
11月 ～	再発防止に向けた指導及び業務確認

6 本件を端緒とした指定管理施設全体の状況（実績報告等の調査結果）

(1) 調査概要

ア 調査目的

指定管理者制度導入施設の指定管理者を対象に、過去の実績報告等の内容を調査し、不適切な行為の有無等を確認

※ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指定管理者に対する調査

イ 調査対象

指定管理者制度を導入している施設の指定管理者（69施設 39指定管理者。新東産業㈱は除く）

ウ 調査期間

令和6年5月から令和7年5月まで

エ 調査内容

指定管理者からの資料提示やヒアリングにより調査を実施

最終的な調査結果や処分について、弁護士や公認会計士に確認

段階	調査項目	説明	完了
1	事前準備	・施設所管課が指定管理者に調査への協力及び書類準備を依頼 ・施設所管課が既に受領している書類（事業計画、事業実績報告など）を確認し、直近3年間の収入・支出について、計画、実績、法人の決算報告書の数値を整理、比較 ・異常値（比較した中で差分が大きい又は小さい、または固定費以外で計画値と実績値が毎年同じ値）がないか確認	—
2	市による実績値の再確認	・施設所管課が指定管理者に対して実績報告書を再確認（書類突合及びヒアリング）	～R6.7
	市による特定項目の確認	・施設所管課が指定管理者に対し、特定項目（人件費、再委託、リース契約、施設修繕）を確認 ・町内会等地元団体が管理し、かつ自ら経費を負担している施設（地元団体管理施設）は実施せず	～R6.8
3	市による詳細調査	・段階2で疑義が生じた場合※、施設所管課及び制度所管課が指定管理者に対し、詳細調査を実施（※意図的でない齟齬は除く）	～R6.10
4	専門家による詳細調査	・段階2で疑義が生じた場合※、公認会計士等の専門家が指定管理者に対し、詳細調査を実施（※意図的でない齟齬は除く）	該当無し
5	専門家による確認	・第三セクター評価委員会で、調査結果や処分について確認 ・弁護士と公認会計士に、最終的な調査結果や処分について確認	～R7.5

(2) 調査結果

18 施設 13 指定管理者に改善点あり

ア 修繕の実績報告の不備 … 3 施設 3 指定管理者

- ・仕様書にある「修繕箇所の実績」の報告がなく、修繕金額のみ報告

イ 実績報告の収支の報告額と実績額の相違 … 15 施設 10 指定管理者

- ・収支の報告額と実績額（実際の支出額）に相違あり（11 施設 6 指定管理者）。なお、実績額が過少に報告されており、指定管理料基準額の算定に影響がなく、市に損害は発生していない。
- ・指定管理業務と自主事業等との経費按分が不明確（8 施設 6 指定管理者）。なお、指定管理料基準額の算定にあたっては、過去の実績等を踏まえ施設管理に必要な経費を計上しており、自主事業等の経費は含まれないようにしているため、市に損害は発生していない。

※ イの施設数及び指定管理者数は一部重複あり

(3) 今後の対応

市へ適切な実績報告を行うよう、13 指定管理者に改善を申入れする。